

地域公共交通等人財確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県民の移動手段の維持・確保を図るため、予算の定めるところにより一般乗合旅客自動車運送事業者、定期旅客船運航事業者、鹿児島空港における地上支援（以下「グランドハンドリング」という。）や空港警備に携わる事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者、補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象事業者、対象経費及びこれに対する補助率は、別表1のとおりとし、知事が補助金の交付の決定をした会計年度の終了の日までに完了した事業とする。ただし、国又は他の地方公共団体の補助金等の交付決定を受けている場合、補助対象経費から同補助金の交付決定額を差し引くものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、補助金交付申請書（別記第1号様式）によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に事業計画書（別記第2号様式）、収支予算書（別記第3号様式）、別表2に掲げる書類を添付する。

3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

補助事業者は、引き続き安定的な公共交通の維持・確保に努めなければならない。

2 補助事業者等は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 3 補助事業者等は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、補助金の交付決定額の増減を伴う変更とする。ただし、補助金の交付決定額の、30パーセント以内の減額の場合を除く。

- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に変更事業計画書（別記第2号様式）、変更収支予算書（別記第3号様式）、積算根拠資料及びその他知事が必要と認める書類を添付する。
- 3 前項の補助金等変更申請書の提出期限は、変更の理由が生じた日から10日以内とする。
- 4 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は補助金変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は補助金変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(中止等の報告)

第8条 規則第11条第2項第1号に該当する場合に行う報告は、補助金中止（廃止）承認申請書（別記第8号様式）によるものとし、その提出期限は中止又は廃止の理由が生じた日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

- 第9条** 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。
- 2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、事業実績書（別記第2号様式）、収支精算書（別記第3号様式）、別表3に掲げる書類とする。
- 3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が終了した日から30日

以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は精算払により交付するものとする。

- 2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は補助金交付請求書（別記第11号様式）のとおりとする。

(補助事業の経理等)

第12条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及びすべての証拠書類は地域公共交通等人財確保支援事業費補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産であって取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合又は規則第18条第1項又は第2項の規定に基づき補助金の全部に相当する金額を返還した場合はこの限りでない。

- 2 知事は、補助事業者が前項に規定する承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部もしくは一部を納付させることがある。

(暴力団排除に関する誓約)

第14条 補助金の交付を受けようとする者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 3 日から施行し、令和 5 年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 14 日から施行し、令和 6 年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の補助金に適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

私は、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

なお、県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

別表 1（第 2 条関係）

補助対象事業者	補助対象経費	補助率等
(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者 ※鹿児島県内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。 公営事業者は除く。	一般乗合旅客自動車運送事業者が実施する人材確保に要する経費のうち、次に掲げる経費 なお、令和 7 年 4 月 1 日実施分から補助対象とする。 (1) 採用活動に要する経費（県外の就職説明会への参加費用等） (2) 大型自動車第二種免許取得に要する経費	(1) 10/10以内 ただし、1 事業者当たり 28 万円を上限とする。 (2) 1 / 4 以内 ただし、運転手 1 人当たり 10 万円を上限とする。
(2) 定期旅客船運航事業者 ※鹿児島県内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。 公営事業者、鹿児島県離島航路補助金交付要綱第 2 条 4 号から第 6 号に規定する航路の運航事業者は除く。	鹿児島県内に本店、支店又は営業所を有する定期旅客船運航事業者が実施する人材確保に要する経費のうち、次に掲げる経費 なお、令和 7 年 4 月 1 日実施分から補助対象とする。 (1) 採用活動に要する経費（県外の就職説明会への参加費用等） (2) 海技資格取得に要する経費（6 級海技士短期養成、3 ～ 6 級海技士資格）	(1) 10/10以内 ただし、1 事業者当たり 9 万円を上限とする。 (2) 1 / 4 以内 ただし、1 人当たり 6 級海技士短期養成：上限 10 万円 海技士資格：上限 1.5 万円とする。
(3) グランドハンドリング・空港警備に携わる事業者 ※鹿児島県内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。	グランドハンドリング・空港警備に携わる事業者が実施する人材確保に要する経費のうち、次に掲げる経費 なお、令和 7 年 4 月 1 日実施分から補助対象とする。 (1) 採用活動に要する経費（県外の就職説明会への参加費用等） (2) グランドハンドリング・空港警備業務の運営に必要な資格取得に要する経費	(1) 10/10以内 ただし、1 事業者当たり 18 万円を上限とする。 (2) 1 / 4 以内 ただし、1 人当たり 2.5 万円を上限とする。
(4) 一般乗用旅客自動車運送事業者 ※鹿児島県内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。	一般乗用旅客自動車運送事業者が実施する人材確保に要する経費のうち、次に掲げる経費 なお、令和 7 年 4 月 1 日実施分から補助対象とする。 (1) 採用活動に要する経費（県外の就職説明会への参加費用等） (2) 普通自動車第二種免許取得等に要する経費	(1) 10/10以内 ただし、1 事業者当たり 10 万円を上限とする。 (2) 1 / 4 以内 ただし、1 人当たり 5 万円を上限とする。

別表 2（第 3 条関係）

補助対象事業者	添付書類
(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者 ※鹿児島県内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。 公営事業者は除く。	(1) 一般乗合旅客自動車運送事業の許可書，認可書又は商業・法人登記簿謄本（法人の場合。申請者のもの。写し可） (2) 県税に未納がないことを証する書類（納税証明書。写し可） (3) その他人材確保に資する取組に係る見積書又は領収書
(2) 定期旅客船運航事業者 ※鹿児島県内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。 公営事業者，鹿児島県離島航路補助金交付要綱第 2 条 4 号から第 6 号に規定する航路の運航事業者は除く。	(1) 商業・法人登記簿謄本（法人の場合。申請者のもの。写し可） (2) 県税に未納がないことを証する書類（納税証明書。写し可） (3) その他人材確保に資する取組に係る見積書又は領収書
(3) グランドハンドリング・空港に携わる警備事業者 ※鹿児島県内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。	(1) 商業・法人登記簿謄本（法人の場合。申請者のもの。写し可） (2) 県税に未納がないことを証する書類（納税証明書。写し可） (3) その他人材確保に資する取組に係る見積書又は領収書
(4) 一般乗用旅客自動車運送事業者 ※鹿児島県内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。	(1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可書，認可書又は商業・法人登記簿謄本（法人の場合。申請者のもの。写し可） (2) 県税に未納がないことを証する書類（納税証明書。写し可） (3) その他人材確保に資する取組に係る見積書又は領収書

別表 3（第 9 条関係）

補助対象事業者	添付書類
(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者 ※鹿児島県内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。 公営事業者は除く。	(1) 採用活動に要する経費の領収書等の写し (2) 大型自動車第二種免許取得に要する経費の領収書等の写し (3) (2)の取得者との雇用関係を証する書類の写し
(2) 定期旅客船運航事業者 ※鹿児島県内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。 公営事業者、鹿児島県離島航路補助金交付要綱第 2 条 4 号から第 6 号に規定する航路の運航事業者は除く。	(1) 採用活動に要する経費の領収書等の写し (2) 短期養成に係る経費の領収書の写し (3) 短期養成の在学証明書又は修了証書の写し
(3) グランドハンドリング・空港警備に携わる事業者 ※鹿児島県内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。	(1) 採用活動に要する経費の領収書等の写し (2) グランドハンドリング・空港警備業務の運営に必要な資格取得に要する経費の領収書等の写し (3) (2)の取得者との雇用関係を証する書類の写し
(4) 一般乗用旅客自動車運送事業者 ※鹿児島県内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。	(1) 採用活動に要する経費の領収書等の写し (2) 普通自動車第二種免許取得に要する経費の領収書等の写し (3) (2)の取得者との雇用関係を証する書類の写し